

出光愛知製油所第3号発電設備増設計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

平成12年10月

出光興産株式会社

1. 環境影響評価準備書の公告・縦覧

(1) 環境影響評価準備書の公告・縦覧

①公告の日

平成12年7月26日(水)

②公告の方法

平成12年7月26日(水)付の次の日刊新聞紙に「お知らせ(公告)」を掲載した。

- | | | |
|---------|------------|-----|
| ・朝日新聞 | (名古屋版、 | 朝刊) |
| ・毎日新聞 | (ぐるりなごや近郊、 | 朝刊) |
| ・読売新聞 | (名古屋圏版、 | 朝刊) |
| ・中日新聞 | (知多版、 | 朝刊) |
| ・日本経済新聞 | (名古屋版、 | 朝刊) |

③縦覧期間

平成12年7月26日(水)～平成12年8月25日(金)

④縦覧場所及び縦覧者数

ア. 縦覧場所：5ヶ所

(ア) 関係市町村の庁舎 4ヶ所

知多市役所並びに東部、岡田及び旭の各サービスセンター

(イ) 事業者の事務所 1ヶ所

出光興産株式会社愛知製油所通用門事務所

イ. 縦覧者記名簿記名者数：11名

(2) 環境影響評価方法書への意見の把握

①意見書の提出期間

平成12年7月26日～平成12年9月8日までの間
(縦覧期間及びその後2週間)

②意見書の提出方法

- ・各縦覧場所における「ご意見箱」への投函
- ・当社愛知製油所宛てへの郵送または持参

③意見書の提出状況

提出された意見書は、1通(意見数：1件)であった。

2. 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と当社の見解

別紙に記載の通りである。

以上

環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解

環境影響評価法第18条1項に基づく、環境影響評価準備書について環境保全の見地から提出された意見と、その意見についての当社の見解は、次のとおりである。

提出された意見	当社の見解
反対します。 理由① 今回の計画に使用する燃料の残渣油と思われるものはコールタールと同じものであり、発ガン性物質を含むものです。今回の保全対策では対応していない。	本計画で使用する燃料（重質重油）は、C重油から軽質分を蒸留分離したものであり、石炭を乾留して製造されるコールタールとは異なるものです。 また、本計画においては、高性能の環境保全設備（排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、電気式集じん装置）を設置することとしており、環境保全に十分配慮したものと考えます。
理由② 現実に運用してからの問題ですが、環境保全対策施設を今後何十年もメンテナンスして正常に保っていく方法が計画されていません。 人間のミス等もあり、環境監視装置と連動した発電装置自体の異常停止装置をつける事も必要要件、又住民のぬきうち監視の出来ることも必要。（最低条件）	環境保全対策設備の運転管理、設備管理は、弊社がこれまで培ってきた技術、ノウハウをもとに計画、実施し、将来にわたって環境保全、安全に支障が出ないように努めます。 設備の設計に当たりましては、フェールセーフ等、人的ミスにも配慮するとともに、環境監視装置を設置して常時監視を行い、適正な対処を行ないます。 環境保全は企業の社会的責任であると受け止め、経営方針として自主的に取り組むこととしています。なお、運転や保守の状況及び環境監視の状況につきましては、法令、条例や公害防止協定に基づく報告及び関係行政機関による立入検査等がなされることになっています。
理由③ 知多市の方角として住環境のさらなる改良を求めるのに、悪化の一因となるべきものは少しでもなくしてほしい。	環境影響評価の手続きを法律に基づいて進めており、環境への影響について事前に調査、予測・評価を行い、市民の皆様や行政機関のご意見を取り入れて、環境保全への適正な配慮を行ないます。 本計画は、高効率の環境対策設備を採用するとともに、既設製油所施設にも環境対策設備を増強し、製油所全体として硫酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び排水の化学的酸素要求量等を、現状より削減することとしています。